

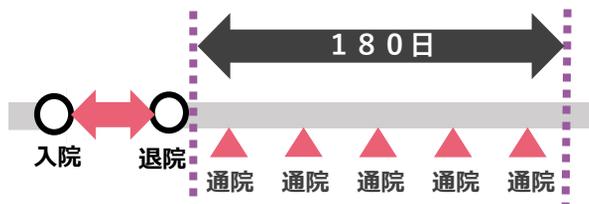
お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

通院給付金

お支払い できる場合

「糖尿病」で入院した後、退院日の翌日から180日の通院対象期間内に「糖尿病」の治療を受けるため、合計5日間通院をした場合

通院対象
期間の終了



主契約の入院給付金が支払われる入院をし、その入院の原因となった疾病の治療を受けるための通院をしたため、通院給付金をお支払いします。（上記の例では5日分）

お支払い できない場合

「糖尿病」の治療のため、入院せずに通院による治療のみを受けた場合



入院なし

通院 通院 通院 通院 通院

主契約の入院給付金が支払われる入院を伴う通院ではないため、通院給付金をお支払いできません。

解説

- 主契約の入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日の通院対象期間（がんを原因とする場合は5年の通院対象期間）内に、入院の原因となった傷病の治療を受けるための通院をした場合については、通院給付金をお支払いします。
- 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金のお支払いの対象とならない入院の退院後の通院は支払対象となりません。
- 通院対象期間経過後の通院は支払対象となりません。